

第三十六回 帝國議會 貴族院議事速記録第四號

大正四年五月二十九日(土曜日)

午前十時三分開議

議事日程 第四號 大正四年五月二十九日

午前十時開議

- 第一 田邊輝實君、兒玉利國君請暇ノ件
- 第二 無線電信法案(政府提出) 第一讀會
- 第三 日本勸業銀行法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第四 農工銀行法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第五 北海道拓殖銀行法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致サセマス

〔成瀬書記官朗讀〕

去ル二十五日豫算委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

委員長 男爵吉川 重吉君 副委員長 小松原英太郎君

同日請願委員長ヨリ請願委員分科擔當委員ヲ左ノ如ク變更セル旨ノ報告書ヲ提出セリ

男爵山名 義路君 三宅 秀君

第二分科擔當ヲ第三分科擔當ニ變更ス

子爵牧野 貞寧君 子爵本多 實方君

第三分科擔當ヲ第二分科擔當ニ變更ス

同日決算委員長ヨリ決算委員分科擔當委員ヲ左ノ如ク變更セル旨ノ報告書ヲ提出セリ

子爵東坊城 德長君 子爵有馬 賴之君

第四分科擔當ヲ第三分科擔當ニ變更ス

伯爵寺島 誠一郎君 安樂 兼道君

第三分科擔當ヲ第四分科擔當ニ變更ス

去ル二十六日內閣總理大臣ヨリ左ノ通政府委員仰付ケラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

遞信省所管事務政府委員

遞信書記官 田邊 治通 君

同日政府ヨリ左ノ法律案ヲ提出セリ

無線電信法案

同日豫算委員長ヨリ豫算委員分科及分科擔當委員ヲ左ノ如ク決定セル旨ノ報告書ヲ提出セリ

第一分科(歳入、大藏省(帝國鐵道ヲ除ク))

伯爵柳澤 保惠君 子爵前田 利定君 子爵榎本 武憲君

男爵吉川 重吉君 男爵東郷 安君 中島 永元君

仁尾 惟茂君 石渡 敏一君 田中 源太郎君

美馬 儀一郎君 尼崎 伊三郎君 由雄 元太郎君

安田 善三郎君 高崎 三重郎君

兼務

男爵中川 興長君 男爵村上 敬次郎君 男爵伊東 義五郎君

第二分科(外務省(關東都督府ヲ除ク)司法省)

伯爵柳原 義光君 松岡 康毅君 子爵岡部 長職君

子爵堀河 護麿君 男爵小澤 武雄君 男爵中川 興長君

男爵若王子 文健君 男爵長松 篤棠君 石黑 五十二君

加太 邦憲君

兼務

子爵青木 信光君

第三分科(內務省(各特別會計ヲ除ク)文部省)

伯爵萬里小路通房君 伯爵清棲 家教君 伯爵松浦 厚君

子爵松平 康民君 子爵藤谷 爲寛君 男爵石黑 忠惠君

男爵高木 兼寛君 男爵久保田 讓君 山田 春三君

下條 正雄君 江原 芳平君 鎌田 榮吉君

兼務

子爵水野 直君 岡田 良平君 石黑 五十二君

水野 鍊太郎君

第四分科(陸軍省)

子爵樋口 誠康君

子爵水野 直君

男爵有地 品之允君

男爵後藤 新平君

男爵村上 敬次郎君

男爵目賀田 種太郎君

男爵伊東 義五郎君

男爵本多 政以君

橋本 圭三郎君

杉田 定一君

廣瀬 滿正君

兼務

男爵石黒 忠惠君

谷森 眞男君

由雄 元太郎君

第五分科(農商務省)

男爵武井 守正君

男爵平野 長祥君

岡田 良平君

水野 鍊太郎君

小野 光景君

木村 賢太郎君

松尾 廣吉君

伊藤 由太郎君

兼務

小松 謙次郎君

廣瀬 滿正君

尼崎 伊三郎君

安田 善三郎君

第六分科(關東部督府、內務省所管)

子爵青木 信光君

小松原英太郎君

小松 謙次郎君

男爵安場 末喜君

谷森 眞男君

藤田 四郎君

麻生 太吉君

荒井 泰治君

兼務

子爵榎本 武憲君

男爵高木 兼寛君

仁尾 惟茂君

橋本 圭三郎君

一昨二十七日特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

日本勸業銀行法中改正法律案外二件特別委員會

委員長 伯爵松平 直之君

副委員長

橋本 圭三郎君

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

日本勸業銀行法中改正法律案可決報告書

農工銀行法中改正法律案可決報告書

北海道殖産銀行法中改正法律案可決報告書

請願文書表第二回報告書

同日内閣總理大臣ヨリ左ノ通政府委員仰付ケラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

大藏省所管事務政府委員

大藏書記官 今村 次吉君

昨二十八日特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

要塞地帶法中改正法律案特別委員會

委員長 伯爵松浦 厚君

副委員長 子爵樋口 誠康君

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

河川法中改正法律案

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、諸君ニ御諮リヲ致

シマス、本會期ハ如何ニモ短ウゴザイマスカラ、議案配付後ニ於ケル成規ノ

日數ヲ短縮イタシタイト思ヒマスガ、御異存ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス、是ヨリ本日ノ議事日程ニ

移リマス

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第一、田邊輝實君、兒玉利國君請暇ノ件、

田邊君ハ病氣ニ付キ十三日間、兒玉君ハ病氣ニ付キ八日間ノ請暇デゴザイマ

ス、何レモ許可ヲ致シテ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第二、無線電信法案、政府提出、第一讀

會、通牒文ノ朗讀ハ省略イタシテ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

〔左ノ提出文及議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス〕

無線電信法案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

大正四年五月二十六日

内閣總理大臣 伯爵大隈 重信

無線電信法

逓信大臣 武富 時敏

第一條 無線電信及無線電話ハ政府之ヲ管掌ス

第二條 左ニ掲クル無線電信又ハ無線電話ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ之ヲ私設スルコトヲ得

一 航行ノ安全ニ備フル目的ヲ以テ船舶ニ施設スルモノ

二 同一人ノ特定事業ニ用ウル船舶相互間ニ於テ其ノ事業ノ用ニ供スル目的ヲ以テ船舶ニ施設スルモノ

三 電報送受ノ爲電信官署トノ間ニ施設者ノ專用ニ供スル目的ヲ以テ電信、電話、無線電信又ハ無線電話ニ依ル公衆通信ノ連絡ナキ陸地又ハ船舶ニ施設スルモノ

四 電信、電話、無線電信又ハ無線電話ニ依ル公衆通信ノ連絡ナク前號ノ規定ニ依ルヲ不當トスル陸地相互間又ハ陸地船舶間ニ於テ同一

人ノ特定事業ニ用ウル目的ヲ以テ陸地又ハ船舶ニ施設スルモノ

五 無線電信又ハ無線電話ニ關スル實驗ニ專用スル目的ヲ以テ施設スルモノ

六 前各號ノ外主務大臣ニ於テ特ニ施設ノ必要アリト認メタルモノ

第三條 私設ノ無線電信又ハ無線電話ノ機器、其ノ裝置及運用ニ關スル制限竝私設ノ無線電信ノ通信ニ從事スル者ノ資格ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第四條 私設ノ無線電信及無線電話ハ其ノ施設ノ目的以外ニ使用スルコトヲ得ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ船舶遭難通信、氣象通信、報時通信其ノ他主務大臣ニ於テ公益上必要ト認ムル通信ニ限り之ヲ使用スルコトヲ妨ケス

第五條 外國船舶ニ裝置シタル無線電信又ハ無線電話ハ第二條ノ規定ニ依リ施設シタルモノヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ船舶遭難通信及航行中電信官署又ハ電話官署トノ通信ニ使用スルコトヲ妨ケス

第六條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ私設ノ無線電信又ハ無線電話ヲ公衆通信又ハ軍事上必要ナル通信ノ用ニ供セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ主務大臣ハ吏員ヲ派遣シテ其ノ取扱ヲ爲サシムルコトヲ得

第七條 主務大臣ハ公衆通信上又ハ軍事上必要ト認ムルトキハ私設ノ無線

電信、無線電話ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ設備ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第八條 主務大臣ハ公安ノ爲必要ト認ムルトキハ私設ノ無線電信、無線電話又ハ外國船舶ニ裝置シタル無線電信、無線電話ノ使用ノ制限、停止又ハ其ノ機器附屬具ノ除却ヲ命スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ主務大臣ハ當該官吏ヲシテ機器附屬具ニ封印ヲ施シ又ハ之ヲ除却セシムルコトヲ得

第九條 私設ノ無線電信又ハ無線電話ノ施設者本法、本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ主務大臣ハ其ノ無線電信、無線電話ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ使用ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第十條 私設ノ無線電信又ハ無線電話ノ施設者其ノ無線電信又ハ無線電話ノ許可ヲ取消サレタルトキハ主務大臣ノ命スル所ニ依リ其ノ機器工作物ヲ撤去スルコトヲ要ス私設ノ無線電信又ハ無線電話ヲ廢止シタルトキ亦同シ

第十一條 私設ノ無線電信、無線電話又ハ外國船舶ニ施設シタル無線電信、無線電話ハ船舶遭難通信ノ取扱ノ依頼ヲ受ケタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得

第十二條 無線電信又ハ無線電話ハ船舶遭難通信アリタル場合ニ於テハ直ニ應答シ救助上最便宜ノ位置ニ在ル無線電信又ハ無線電話ニ通報スヘシ

前項ノ場合ニ於テ特定ノ事項ノ通報ヲ求メラレタルトキハ前項ノ規定ニ依ラス直ニ其ノ通報ヲ爲スコトヲ要ス

第十三條 主務大臣ハ不法ニ無線電信又ハ無線電話ヲ施設スル者アリト認メタルトキハ當該官吏ヲシテ其ノ施設ノ場所ニ立入り機器工作物ノ検査、機器附屬具ノ除却其ノ他相當ノ措置ヲ爲サシムルコトヲ得

第十四條 政府ハ公衆通信ノ用ニ供スル無線電信又ハ無線電話ノ施設ノ爲船舶ノ一部ヲ使用シ必要アルトキハ特殊ノ供給又ハ設備ヲ命スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ相當ノ使用料及特殊ノ供給、設備ノ實費ハ請求ニ因リ政府之ヲ支給ス

第十五條 公衆通信ノ用ニ供スル無線電信又ハ無線電話ニ依ル通信ニシテ無線電信、無線電話、電信、郵便、郵便爲替、郵便貯金ノ事務又ハ船舶遭難、報時、氣象報告ニ關スルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ無料

ト爲スコトヲ得

第十六條 許可ナクシテ無線電信、無線電話ヲ施設シ若ハ許可ナクシテ施設シタル無線電信、無線電話ヲ使用シタル者又ハ許可ヲ取消サレタル後私設ノ無線電信、無線電話ヲ使用シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ無線電信又ハ無線電話ヲ他人ノ用ニ供シ因テ金錢物品ヲ收得シタルトキハ之ヲ沒收ス既ニ消費又ハ讓渡シタルトキハ其ノ金額又ハ代價ヲ追徴ス

第十七條 私設ノ無線電信又ハ無線電話ヲ其ノ施設ノ目的以外ニ使用シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ無線電信又ハ無線電話ヲ他人ノ用ニ供シ因テ金錢物品ヲ收得シタルトキハ之ヲ沒收ス既ニ消費又ハ讓渡シタルトキハ其ノ金額又ハ代價ヲ追徴ス

私設ノ無線電信又ハ無線電話ニ依頼シ通信ヲ爲サシメタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 第五條ノ規定ニ違反シタル者又ハ本法ニ依ル無線電信、無線電話ノ使用ノ制限停止、設備變更若ハ除却撤去ノ命令ニ従ハサル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス無線電信、無線電話ノ事務ニ従事スル者使用ノ制限又ハ停止ニ違反シテ使用シタルトキハ其ノ従事者ニ付亦同シ

第十九條 第六條ノ場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ無線電信、無線電話ノ供用ヲ拒ミ又ハ第十四條ノ場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ船舶ノ使用ヲ拒ミ若ハ特殊ノ供給設備ヲ爲ササル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十條 電信官署又ハ電話官署ノ取扱中ニ係ル無線電信又ハ無線電話ノ通信ノ秘密ヲ侵シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

無線電信又ハ無線電話ノ事務ニ従事スル者前項ノ通信ノ秘密ヲ漏泄シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

本條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第二十一條 不法ニ無線電信、無線電話ニ關スル料金を免レ又ハ他人ヲシテ之ヲ免レシメタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

無線電信又ハ無線電話ノ事務ニ従事スル者前項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ

一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 他人ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ無線電信又ハ無線電話ニ依リ虚偽ノ通信ヲ發シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

公益ヲ害スル目的ヲ以テ無線電信又ハ無線電話ニ依リ虚偽ノ通信ヲ發シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

船舶遭難ノ事實ナキニ拘ラス無線電信又ハ無線電話ニ依リ船舶遭難通信ヲ發シタル者ハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

無線電信又ハ無線電話ノ事務ニ従事スル者第一項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金、第二項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ十年以下ノ懲役、第三項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス

第二十三條 無線電信ノ事務ニ従事スル者電信官署ノ取扱中ニ係ル無線電信ニ依ル電報ヲ正當ノ事由ナクシテ開披、毀損、隱匿若ハ放棄シタルトキ又ハ受取人ニ非サル者ニ交付シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ刑法第二百五十八條又ハ第二百五十九條ニ該當スル場合ハ刑法ノ例ニ依ル

第二十四條 無線電信、無線電話ノ事務ニ従事スル者正當ノ事由ナクシテ公衆通信若ハ軍事上必要ナル通信ノ取扱ヲ爲ササルトキ又ハ之ヲ遅延セシメタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

無線電信、無線電話ノ事務ニ従事スル者正當ノ事由ナクシテ第十一條若ハ第十二條ノ規定ニ依ル船舶遭難通信ノ取扱ヲ爲ササルトキ又ハ之ヲ遅延セシメタルトキハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス

船舶遭難通信ノ取扱ヲ妨害シタル者ハ罰前項ニ同シ

第二十五條 無線電信、無線電話ニ依ル公衆通信若ハ軍事上必要ナル通信ヲ障碍シ又ハ之ヲ障碍スヘキ行爲ヲ爲シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十六條 前十條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二十七條 本法ニ基キテ爲ス當該吏員ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、之ヲ妨ケ若ハ忌避シ又ハ第十三條ノ規定ニ依ル検査ノ際當該官吏ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十八條 電信法第四條、第五條、第十一條乃至第二十一條、第二十三條、第二十四條及第四十五條ノ規定ハ公衆通信又ハ軍事上必要ナル通信ノ用ニ供スル無線電信又ハ無線電話ニ之ヲ準用ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣武富時敏君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(武富時敏君) 無線電信法案ヲ御紹介申上ゲマス、我國ニ於ケル無線電信ノ利用ト申スモノハ、明治四十一年ニ始マリマシテ、其以來年々著シク發達イタシテ居リマス、創業當時ハ無線電信局ヲ設ケマシタ數ガ僅ニ十五局ニ過ギナカッタノデゴザイマスガ、最近ニ至リマシテハ既ニ六十局ノ多キニ達シテ居リマス、此局數カラ申シテ四倍ノ増加ヲ致シテ居リマスガ、是等無線電信局ニ於テ取扱ヒマシタ無線電信ハ、最近ニ於キマシテハ一箇年凡ソ八万通ノ多キニ達シテ居リマス、此數ヲ創業ノ當年ニ比較イタシマスト凡ソ十一倍ノ増加ヲ見テ居ルノデアリマス、今後モ益々此發達ノ著シキヲ見ルコトデアラウト思ハレルノデアリマス、就中航海事業ノ發展ト共ニ、此無線電信ガ發達スルコトニナルノハ勿論ト存ジマス、然ルニ現行ノ無線電信制度ト申シマスノハ、專ラ政府ノ管掌ニ歸シテ居リマシテ、政府ノ專掌以外ニハ何等民間ノ施設ヲ認メテ居リマセヌ、政府ノ經畫上必要トスルモノノ外ニハ、民間ノ使用トシテ施設シヤウト致シマシテモ、全然無線電信ヲ利用スルコトハ出來ナイト云フコトニナツテ居リマス、實際何等公益ニ害ノナイ施設ニ對シテモ之ヲ認ムルノ道ガナイト云フコトニナツテ居リマス、其點ハ從來制度ノ不備トシテ世間デモ認メテ居ルノデゴザイマスガ、殊ニ昨年倫敦ニ於キマシテ、海上生命保險ニ關スル條約ガ議定セラレマシタ、ソレニ加盟シタル國ハ五十人以上乗組ミマスル船舶ニハ必ズ無線電信ノ裝置ヲ強制スルト云フコトニナツテ居リマス、ソレデ益々一人又ハ一事業用ノ爲ニ、船舶ニ無線電信ノ裝置ヲ必要トスルモノガ多クナツテ來ル譯デアリマシテ、差當リ英國竝ニ濠洲ガ船舶ニ無線電信ノ裝置ヲ強制イタシマスル關係上、香港、新嘉坡、孟買、濠洲方面ニ參リマスル日本ノ船舶ニモ私用ノ爲ニ無線電信ノ裝置ヲ必要トスルモノガ非常ニ殖エマシタ、數十艘ノ多キニ及ンデ居ルノデアリマス、所ガ是等私用ノモノハ到底現行ノ制度デハドウスルコトモ出來マセヌト云フ有様ニナツテ居リマスカラ、此機會ニ於キマシテ、有線電信同様政府ノ專掌主義ニ戻

ラザル範圍ニ於テ、民間ノ施設ヲ認ムルト云フコトガ甚ダ必要ニナツテ居リマス、現行ノ制度ニ於キマシテハ、此無線電信ニモ電信法ヲ準用シテ居リマス、有線電信ト全ク其性質運用ヲ異ニシテ居ル無線電信デゴザイマスカラ、事業ガ段々發展イタシマシテ複雑ヲ加ヘテ參リマシタ今日、何分ニモ從來ノ電信法ヲ準用スルダケデハ不完全ノ點ガ多イノデアリマス、事業ノ運用上、是非無線電信特有ノ新規定ヲ編製スルノ必要ヲ認メマシタ、是等ガ主タル原因トナリマシテ此法案ヲ提出スルコトニ立至ッタ次第デゴザイマス、其法案ノ内容ニ付テ現行ノ制度ニ異ッタ主ナル點ヲ一言イタシマス、一定ノ範圍及使用上ノ制限ヲ付シテ私設ヲ認メタルコト、私設者ニ對シ特別義務ヲ定メタルコト、外國船舶ノ領水内使用ヲ制限シタルコト、不法私設及不法使用、其他通信濫用、妨害ニ對シテ制裁ヲ設ケタルコト、是等ノ數箇條デゴザイマス、殊ニ私設ヲ認メマシタ關係上、通信上ノ取締ヲ嚴重ニスル必要ガゴザイマシテ、比較的ニ刑罰ヲ重ク致シマシタ所モゴザイマス、ソレハ此無線電信ノ不法使用又ハ濫用ノ結果、國家社會ニ與フル惡影響ヲ顧慮シタガ爲デゴザイマス、尙ホ無線電話ニ關シテ一言イタシマスレバ、マダ無線電話ハ開始ヲ致シテ居リマセヌ、遞信省ニ於キマシテ專ラ研究中ニ屬シテ居リマス、其研究ノ結果ハ今日モ極メテ良好デゴザイマスカラ、聽テ之ヲ實用ニ供スルノ時期ガ參ルコトト存ジマス、ソレデ無線電信ト性質ヲ同ジウ致シマスル此無線電話モ、本法ニ併セテ規定イタシマシテ、將來ニ備ヘタイト存ジマス、何卒御審議ノ上御協賛アラムコトヲ希望イタシマス

○男爵目賀田種太郎君 少々遞信大臣ニ說明ヲ求メマス、第二十一條ノ二項ニ對シマシテハ、唯今チヨット御説明ヲ伺ヒマシタガ、特ニ刑罰ヲ重クシタト云フコトデアリマスガ、元來此二十一條ノ第一項ハ政府ニ對シテ料金ヲ納メルコトヲ免カレルノ行爲デ、チヨット例ヘテ言ヘバ、稅ヲ脱スルノ性質ノ犯罪ト思ヒマス、ソレヲ取扱フ者ガ行フ場合ニハ五年マデノ懲役ニ處セラルト云フノハ、御説明ニナツタヤウニ稍々重キニ過グルヤウニ存ジマス、之ニ付テ二箇所御説明ヲ得タイト存ジマスガ、第二十一條ノ二項ニ從事スル者ノ範圍ハドノ位ノモノデアリマスガ、之ヲ上長ノ官吏ニシテハドノ位ノモノデアアルカ、唯々直接其事ニ當ル者ニ付キ言フノデアリマスガ、其邊ハ少シ分リ兼ネマス、ソレカラシテ此第二項ニ定メタル罰金ノ權衡若クハ懲役ノ他ノ同様ナル行爲、同様ナル犯罪ニ對シテノ權衡ガチヨット私分リ兼ネマスルガ、希ハク

ハ刑法等ニ於ケル他ノ例ヲ舉ゲラレマシテ一應ノ御説明ヲ得タイト思ヒマス

〔政府委員湯河元臣君演壇ニ登ラムトス〕

○男爵目賀田種太郎君 本員ハ遞信大臣ニ伺ヒマシタガ、矢張り此法律ヲ執行スル政府ノ方針デアリマスガ、私ハ實ハ政府ガ斯ウ云フ條文ヲ設ケラレルニ付テノ御方針ハ如何デアルカト云フコトヲ承ツタノデアリマス、希ハクハ遞信大臣ヨリ説明ヲ得タイト思ヒマス

〔國務大臣武富時敏君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(武富時敏君) 目賀田男爵ノ御質問ニ御答ヘ致シマス、刑罰ノコトニ付キマシテハ司法省ト篤ト打合セマシテ、新刑法ノ趣意ニ違ハナイヤウニ致シタ積リデアリマス、ドウゾ其段ヲ御承知下サイ

○男爵目賀田種太郎君 少々唯今ノ大臣ノ御説明ヲ解シ兼ネマスルガ、政府ガ此案ヲ提出セラレルニハ、無論關係ノ他ノ大臣ト御協議ニナルコトデ、司法省ト打合セノアルコトハ然ルベキコトダト思ヒマス、其御精神ヲ伺ヒタイト思フ、一應拜聴シタイ

〔國務大臣武富時敏君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(武富時敏君) 能ク御尋ネノ趣意ヲ了解イタシ兼ネマシタカラ、或ハサッキノ答辯ガ御質問ノ趣意ニ副ハナカッタカモ知レマセヌ、此第二項ニ「事務ニ從事スル者」トアルノハ、即チ電信機械ヲ取扱ヒマスル從事員デゴザイマス、第一項ノ方ハ一般ノ人デアリマス、ソレデ從事員ノ方ガ刑罰ガ重クナツテ居リマスルノハ、即チ其局ニ當ツテ過チヲ起シ易イモノヲ、過チヲ起サナイヤウニ戒メル趣意ニ出テ居リマス

○議長(公爵德川家達君) 本案ノ特別委員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀ヲ致サセマス

〔河井書記官朗讀〕

無線電信法案特別委員

侯爵中御門 經 恭 君 伯爵奥平 昌 恭 君 子爵井上 匡四郎君
男爵有地 品之允君 小松 謙次郎君 男爵肝付 兼行君
藤田 四郎君 磯部 四郎君 尼崎 伊三郎君

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第三、日本勸業銀行法中改正法律案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長報告、第四、農工銀行法中改正法律案、政府

提出、第一讀會ノ續、委員長報告、第五、北海道拓殖銀行法中改正法律案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長報告

〔左ノ報告書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス〕

日本勸業銀行法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正四年五月二十七日

右特別委員長

伯爵松平 直之

貴族院議長公爵德川家達殿

農工銀行法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正四年五月二十七日

右特別委員長

伯爵松平 直之

貴族院議長公爵德川家達殿

北海道拓殖銀行法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正四年五月二十七日

右特別委員長

伯爵松平 直之

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵松平直之君演壇ニ登ル〕

○伯爵松平直之君 日本勸業銀行法中改正法律案、農工銀行法中改正法律案、北海道拓殖銀行法中改正法律案、此三案ヲ束ネマシテ御付託ニナリマシタ特別委員會ノ經過ヲ御報告イタシマス、去二十七日正副委員長ノ選舉ヲ終リマシテ直チニ會議ヲ開キマシタ、政府委員ノ説明モ求メマシタ、又二三ノ質問モゴザイマシタガ、多數ヲ以テマシテ原案ヲ可決イタシマシタ、此畜産組合ト云フモノノ前身ハ、御承知ノ通り産牛馬組合デアリマス、此畜産牛馬組合ハ成立シマシタ當時カラシテ當事者ニ向ヒマシテ貸出ヲ請求サレタコトガアッ

タサウデアリマス、是ハ法ガ缺ケテ居ル爲ニ政府デ應ジラレナイコトガアツタサウデス、畜産組合法ガ發布ニナルト同時ニ、産牛馬組合法ハ廢止セラレマシタ、其畜産組合法ガ發布サレマス以上、此法案ニ就キマスト略ト完全ニナツテ居ルカラシテ、政府トシテモ貸出ヲ森林組合法ト同様ニ許可シテモ差支ナイト云フ見込ガ付キマシタノデ、此度ノ法案ノ改正案ガ提出ニナッタノデアリマス、前申上ゲマス通り多數ヲ以チマシテ即日ニ決シマシタ案デゴザイマスカラ、ドウゾ諸君ニ於キマシテモ御賛成アラムコトヲ希望イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ガゴザイマセヌクレバ、唯今委員長ノ報告セラレマシタ三案トモ束ネテ議題ト致シマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○伯爵大原重朝君 是ハ三案共ニ讀會省略セラレテ、可決アラムコトヲ望ミマス

○男爵中川興長君 讀會省略賛成

○伯爵松平頼壽君 賛成

○男爵高木兼寛君 賛成

○伯爵萬里小路通房君 賛成

○子爵前田利定君 賛成

○谷森眞男君 賛成

○伯爵奥平昌恭君 賛成

○男爵關義臣君 賛成

○男爵原口兼濟君 賛成

○男爵田健治郎君 賛成

○男爵山名義路君 賛成

○男爵有地品之允君 賛成

○江木千之君 賛成

○伊澤修二君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 大原伯爵ノ讀會省略ノ動議ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵徳川家達君) 三分ノ二以上ト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 三案トモ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵徳川家達君) 過半数ト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 次ノ議事日程ハ本院彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日は是デ散會ヲ致シマス

午前十時三十一分散會

